

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号
損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに220名

被告 国 ほかに1名

被告国第5準備書面

平成28年3月3日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



今村弘



帆足智典



石本慧



小西弘樹



赤尾信幸



朝山陽子 

中野雅康 

竹本亮 

武田龍夫 

泉雄大 

内山則之 

佐々木陽子 

村川正徳 

木村真一 

谷川泰淳 

青木一哉 

村田真一 

足立恭二 

荒川一郎 

忠 内 巖 大 代

熊 谷 和 宣 代

照 井 裕 之 代

森 田 深 代

齋 藤 哲 也 代

鈴 木 健 之 代


森 野 央 士 代

樋 口 新 治 代

大 瀧 拓 馬 代

加 藤 彰 二 代

池 田 健太郎 代

東 海 斗 代

京 藤 雄 太 代

田 口 周 平 代

細川成己 代

大塚雄介 代

福島正也 代

川原佑介 代

被告国は、原告らの2015〔平成27〕年10月1日付け準備書面19（以下「原告ら第19準備書面」という。）第3に記載の求釈明に対し、必要と認める限度で以下のとおり回答する。

なお、略語については、従前の例による。

第1 原告ら第19準備書面第3の1・①ないし⑤に対する回答

1 ①について

福島第一発電所の護岸前面における本件地震に伴う津波の「津波高さ」は、同所に設置された検潮所の計器が損傷し、計測することができなかつたため、不明である。

2 ②ないし④について

②ないし④の各求釈明は、いずれも福島第一発電所の護岸前面における本件地震に伴う津波の「津波高さ」が明らかでなければ回答することができないところ、上記1のとおり、それは不明であるため、いずれも回答することができない。

3 ⑤について

原告らの求釈明の理由及び必要性が明らかでないため、回答の必要を認めない。

第2 原告ら第19準備書面第3の2・①ないし④に対する回答

1 ①について

保安院は、平成14年3月、被告東電から、福島第一発電所1号機ないし4号機の護岸前面における想定津波の津波高さについて、津波評価技術に基づいて算出した結果、その最高水位がO. P. +5.4ないし5.5メートルであった旨の報告を受けた（甲A第1号証・政府事故調査中間報告書・本文編381ページ、甲B第19号証27ページ〔「③評価結果」〕）。

2 ②ないし④について

上記1のとおりである。

なお、保安院が平成14年3月に被告東電から報告を受けた福島第一発電所1号機ないし4号機の護岸前面における想定津波の津波高さは、津波評価技術に基づいて算出されたものであり、シミュレーションの手法、条件及び結果は、甲B第19号証3ないし12ページに記載のとおりである。

以 上